

## 法律ネットワーク

## SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・佐藤・渡邊  
税理士・青木信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

## ☞ 平成26年分の年末調整について

今年も年末調整を行う時期が近づいてきましたが、今年の年末調整を行うにあたって国税庁は、平成25年1月から復興特別所得税が創設されていることから年末調整の際に復興特別所得税の計算の漏れがないよう注意を呼び掛けています。

## ■ 平成26年分年末調整の注意点

## 1. 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額(以下「年調年税額」といいます。)を算出する必要があります。

なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布している源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を源泉徴収することができます。

## ◎ 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額(年調所得税額)に102.1%を乗じて算出します(100円未満の端数は切り捨てます。)

## 2. 昨年と比べて変わった主な点

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会(火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会)の締結した生命共済契約を加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。

この改正は、平成26年4月1日以後に支払う掛金について適用されます。

## 【参考1】平成27年分の源泉徴収から適用される主な改正点

平成27年分以後の所得税の税率について、新たに課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

## 【参考2】平成27年分の年末調整から適用される主な改正点

居住者が、要耐震改修住宅(注)を取得した場合において、次に掲げる要件その他の所定の要件を満たすときには、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

- (1) 要耐震改修住宅の取得の日までに、同日以後耐震改修を行うことにつき一定の申請手続をしていること
- (2) 要耐震改修住宅を居住の用に供する日(当該取得の日から6か月以内の日に限ります。)までに、耐震改修により要耐震改修住宅が耐震基準(地震に対する安全性に係る一定の基準等を言います。)に適合することとなったことについて一定の証明がされたこと。

この改正は、平成26年4月1日以後に要耐震改修住宅の取得をする場合について適用されます。

(注) 「要耐震改修住宅」とは、建築後使用されたことのある家屋で耐震基準等に適合しない一定のものをいいます。詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[国税庁]

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2014/01.htm>

民法が 1896 年(明治 29 年)の制定以来、120 年ぶりに抜本的な改正が行われようとしている。法務省は 8 月 26 日の法制審議会民法部会でまとめられた改正原案の答申を受けて、来年 2 月に、通常国会に提出する方針である。今回の改正で検討対象とされるのは、日常生活や経済活動に関わる契約に関するものが中心である。民法は、120 年間、大きな改正が行われなかったため社会や経済の実態に合っていないうえ、国民にも分かりにくいと指摘されていた。国民にとって身近なことでありながら分かりにくかった契約ルールをシンプルで明快なものにしようとしている。

## 【 主な改正点は次の通り 】

### 1. 敷金の返還義務が発生

アパートの賃貸契約が終了した際に借り主に戻ってくる「敷金」については、これまで民法上の規定がなかった。改正原案では、契約終了後に部屋を引き渡したとき返還義務が生じるとした原状回復について、借り主は通常の使用による傷みや経年変化による補修費用は払わなくてもよいことが明記され、トラブルが多い家主との交渉の目安が示された。

### 2. 連帯保証 個人は原則禁止

中小企業が融資を受ける際に求められる「連帯保証」は、個人が保証人になることを原則禁止とした。ただし、「貸し渋りを招く」などとする経済団体の意見を取り入れ、契約前に債務を履行する意思を表示した公正証書を作成すれば保証人になることが出来るようにした。中小零細企業への融資では、契約に詳しくない経営者の家族らが連帯保証人となり、多額の借金を背負って生活破綻や自殺に追い込まれる事態が少なくない。改正原案は家族ら第三者が個人で保証人になる際は、公証人が立ち会い、自発的な意思を確認することを条件としたわけである。

### 3. 消滅時効 条件付け「5年」

未払い代金の時効については、飲食代は 1 年、医療費は 3 年、など職業ごとに異なるので分かりにくいとの批判が多いため、業種を問わず、「債権者が出来ると知った時から 5 年」に統一する。ただし、債権が発生してから 10 年とする原則は残された。

### 4. 法定利率 5%から 3%へ

低金利時代に対応し、借入金や損害賠償金に適用される法定利率を現行の年 5%から 3%へと引き下げる。これに加え、3 年ごとに市場金利に応じて 1%きざみで改正できる変動制を導入。シンプルさと合理性のバランスを取った。このほか、高齢化社会を踏まえ、認知症など意思能力がない人の契約は無効とする規定も新設されるなど、日常生活に関係の深い民法改正が行われようとしているので注目していきたい。

9 月から始めた遺言書の書き方セミナーにテレビ局からの取材の申し入れがありました。撮影は 11 月 1 日(土)でテレビ取材申し込みは 29 日の午後、こんなチャンスは 2 度とないと思い、一つ返事で快諾しました。怖いもの知らずで OK したものの準備不足は否めませんが普段どおりにやればよいのだと腹をすえアタックしてみます。大きな事件事故などが起きた場合には、放送内容が変更・休止になることがあります。放映される場合には是非見て頂ければ嬉しいです。BS-TBS「まるわかり!日曜ニュース深掘り」11月23日(日)夕方6時~ 何秒映るかわかりませんがカットされないよう一緒に祈ってください。